



# 交通安全の価値を考える

小林 眞



愛知県春日井警察署長等を歴任し、平成28年より「AAKK」専務理事。  
「安全運転を目標とすること、そのための努力を惜しまないこと」を提案している。

第5回

## 日本国憲法と交通安全

5月3日は憲法記念日、国民の祝日です。祝日を祭日と称することがありますが、かつて祭日を定めていた皇室祭礼令が昭和22年5月2日に廃止されたため、現在は法定の祭日は存在しません。その翌日の5月3日、日本国憲法が施行されました。

日本国憲法の基本原理のひとつが基本的人権の尊重です。基本的人権とは、人が生まれながらにして持つ権利であり、憲法によって与えられた権利ではなく、憲法はこれを保障するに過ぎません。

その内容としては、自由権、受益権、参政権および社会権がありますが、とくに現実的な重要性を持つのは自由権でしょう。

さて、私たちが自由であること、その自由権は憲法が保障してくれますが、それを守るのは私たち自身です。憲法によって保障された自由権、それを守るのは私たちの義務であり、責任だということです。

昔から当然のように存在するもの、とくに目に見えないものは、うっかりすると忘れられ、失われていきます。

私たちがもつとも失ってはならないものが自由であり、人の命です。

交通事故によって失われるものは、被害者の命だけではなく、そのご家族にとっては大切な人の命を失い、多くのものも失います。そして、加害者もその人生を失い、誰かの支えがなければ生きていけなくなります。

当事者の方々にとって、その1件の事故がすべてであり、県下の死亡事故発生件数が1000件であろうが2000件であろうが何の意味もなく、前年比の増減や全国的な順位など何の価値もありません。

そして、私たちは自由でなければ人生を享受することができません。喜びも悲しみも人生の大切な要素ですが、そのためには自由でなければなりません。

私たちが自由であるためには、私たち自身の努力でそれを守ることが必要です。そのための少しの苦勞は当然の義務であり、それが現在に生きる私たちの責任でもあります。

そのひとつが交通事故への気遣いです。些細な事故でも、当事者となれば



相当の自由を侵害されます。自由を守ることが義務であり責任であるように、私たちが交通事故の当事者とならないよう、安全運転に努めることも義務であり責任なのだ考えなければなりません。

自由を守ることの価値が理解されるのであれば、交通事故の当事者とならないよう安全運転に努めることの価値も理解していただけるはずです。